

資料4

令和4年度及び5年度の「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会」の取組みについて

(関東運輸局神奈川運輸支局・一般社団法人神奈川県トラック協会)

関東運輸局神奈川運輸支局の取組みについて

トラック事業の取引環境適正化に向けた関東運輸局の取組み

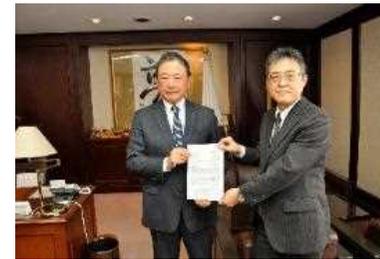
荷主団体への対応

令和4年11月、関東経済産業局との連名により、関東商工会議所連合会に対し、トラック事業者から運賃交渉の申し出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮したうえで、十分に協議を行っていただくよう、傘下会員等への周知を依頼。



トラック事業者団体への対応

令和4年12月、関東トラック協会あてに、トラック事業者と荷主が協議の上、適正な運賃による契約を締結することが取引環境の適正化のために不可欠との認識のもと、各トラック事業者が自己の経営状況を踏まえて運賃を分析したうえで、荷主との運賃交渉に臨むよう傘下会員への周知を依頼。



荷主への対応

令和4年5月、燃料サーチャージの導入や標準的な運賃の設定について荷主の理解と協力を求めるため、関東運輸局、各都県労働局、関東経済産業局の連名による文書を各都県トラック協会を通じて荷主へ発送（8,600者）。

また、令和5年8月、物流2024年問題を乗り切るため、トラック事業者の取引環境改善に向け、荷主の理解と協力を求めることを目的とし、関東農政局も加わった4局連名による文書を各都県トラック協会を通じて、荷主へ発送（約9,000者）。

令和5年6月、トラック事業者及び荷主企業を対象とし、公正取引委員会・運送事業者・外部講師がそれぞれ講演を行い、トラック事業者と荷主企業が協力して持続可能な物流の実現を目的とした「2024年問題対策セミナー」を関東トラック協会と共同主催にてを開催。（会場100人、WEB500人が参加）

“国民生活や経済活動に不可欠な物流を持続可能にしていくため”

『トラック事業の2024年問題対策セミナー』

参加費無料

(トラック事業者・荷主企業を対象に実施)

日時 令和5年6月30日(金)
13:00~16:30 (開場・受付:12:30)

開催場所: 神奈川県トラック総合会館 7階大研修室
(神奈川県横浜市港北区新横浜2-11-1)
【現地:定員100名・Zoomオンライン(ウェビナー形式配信):定員500名】
※定員になり次第、締め切らせていただきます

講演 「公正取引委員会における物流取引適正化の取組について」
公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 室長 山本 慎 氏

事例発表 「2024年問題に向けての取組について」
菱木運送株式会社(千葉県八街市) 代表取締役 菱木 博一 氏

講演 「価格転嫁に向けた交渉ノウハウの習得について」
株式会社NRIJ 代表取締役社長 観音寺 一高 氏

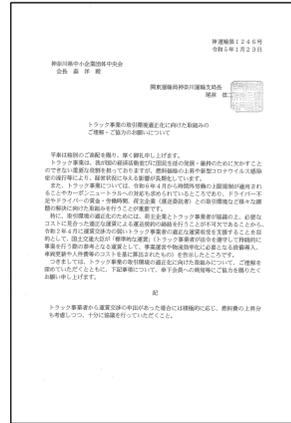
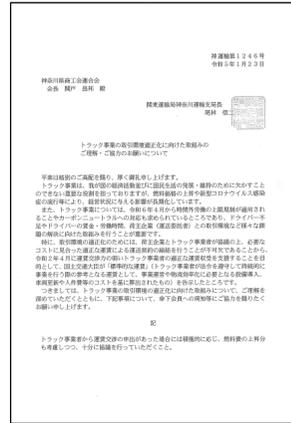
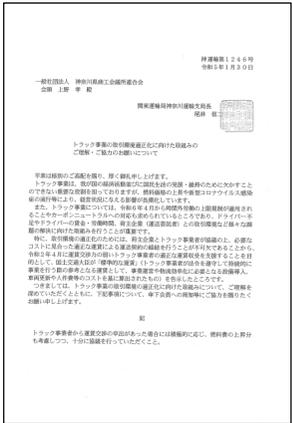
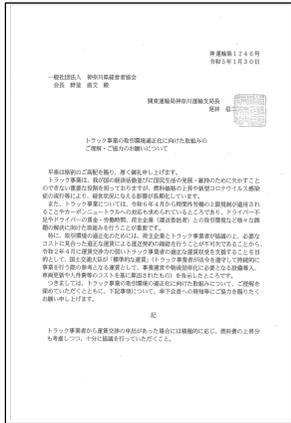
＜申し込みは右記URL又はQRコードから＞ <http://ptix.at/yKbrKA>

＜問い合わせ先＞
国土交通省関東運輸局自動車交通部貨物課 045-211-7248
関東トラック協会 事務局(東京都トラック協会内) 03-3359-6251




経営者団体4団体に書面を手交

神奈川運輸支局において、神奈川県商工連合会、神奈川県中小企業中央会、（一社）神奈川県経営者協会、（一社）神奈川県商工会議所連合会に対し、に対し、トラック事業者から運賃交渉の申し出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮したうえで、十分に協議を行っていただくよう、傘下会員等への周知を依頼。



労働時間に関する法制度等の周知活動

トラック運送事業者に対する改正労働基準法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知や促進に向けて、各種セミナーにおいて周知を行う。

- 令和5年10月11日 荷役作業における労働災害防止講習会において講演予定
- 令和5年11月27日 トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川地方協議会において各省庁・企業における取組みに関してセミナーを開催予定

神奈川運輸支局における高校訪問関係

運送事業の運転者は、中高年層に依存した状態であり、若年層・女性の就労者が少ない状況にある現状を踏まえ、若年層等に自動車運送事業に対する関心を持ってもらい、運転者を指向する可能性のある層を少しでも広げることが不可欠であることから、高等学校等の校長等への説明を通じ、**就職活動を控えた高校生等に対し職業としての運転者に関心や興味を喚起することを目的**に平成27年度から実施している。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
神奈川	10校	15校	15校	17校

※神奈川以外の支局においても、訪問する高校数にはばらつきはあるものの毎年度実施している

<高校生向け>



高校生のみなさまへ

多様な価値観
イメージより楽しい！
感謝の言葉
みんなの暮らしを支える仕事です

トヨタさんになったわ！
安全・安心に運ぶ達成感
一人の時間を捧げる使命感！
一人ですべての責任と達成感

各地の食事を運ぶ
子供の頃から憧れ
安全・安心に運ぶ達成感
一人ですべての責任と達成感

人と人をつなげる仕事
道の達人
達成感が最大のやりがい
日本の暮らしを支えるヒーロー

国土交通省

<教員向け>



これ、物流の仕事です。

コンビニの食料品、アパレルや雑貨屋の文房具から、住宅建材やロケット部品まで。モノが産地や工場から、消費者（企業や一般消費者）のもとに届くまでの流れのことを、「物流」といいます。物流とは、モノを届けることを通じて人と人とをつなぐ仕事です。

産地・工場
倉庫
市場・物流センター
小売店
個人宅企業
消費者

災害時の緊急物資輸送

国土交通省

<訪問時>

支局長自らが高校へ出向き、校長先生や進路指導の先生に対して、パンフレットを使用し運送事業の概要と役割などについて説明している。

なお、パンフレットについては、生徒の目につくところに置いていただくようお願いしてきている。

(例えば、進路指導室に置いていただくなど)

標準的な運賃・適正な運賃收受のための荷主周知活動

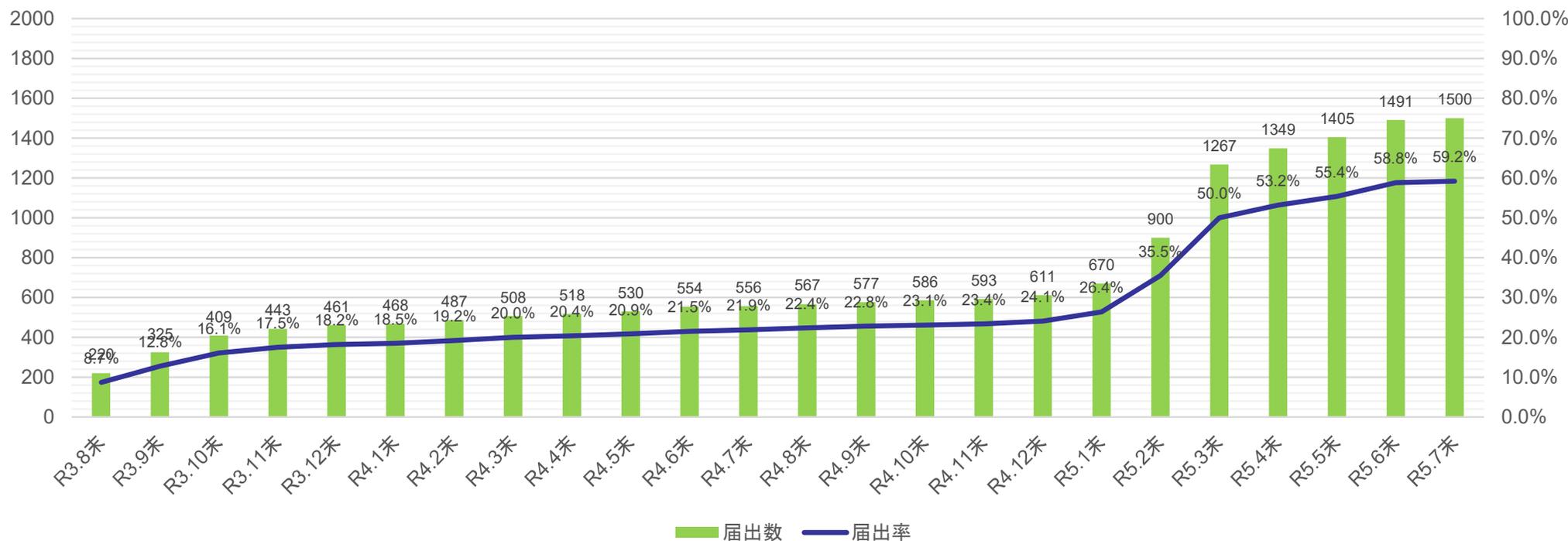
標準的な運賃について

トラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっている。運転者の労働条件の改善等を図るため、貨物自動車運送事業法の改正が行われ、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくに当たっては、法令を遵守して持続的に事業を行っていくための参考となる運賃を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられたもの。

標準的な運賃の届出件数について

神奈川県内 1,500社 届出率 59.2% ※令和5年7月31日現在

神奈川運輸支局管内の推移(標準的な運賃:届出数・届出率)



標準的な運賃について(背景)

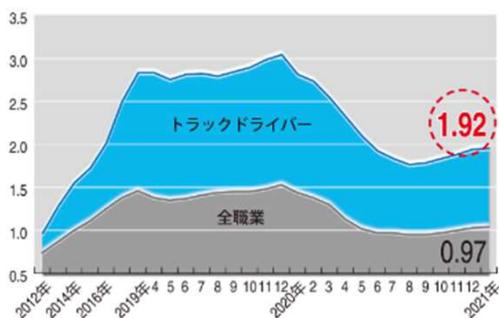
トラックドライバーの現状

なんと言っても！
ドライバーが
足りません！



トラックドライバー不足

有効求人倍率 全職業平均より約2倍高い

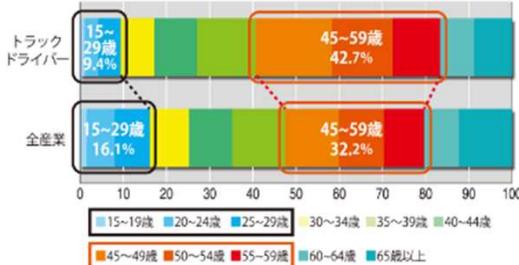


さらに！
高齢化が
進んでいます！



トラックドライバーの高齢化

年齢構成 全産業平均より若年層の割合が低く、
高齢層の割合が高い

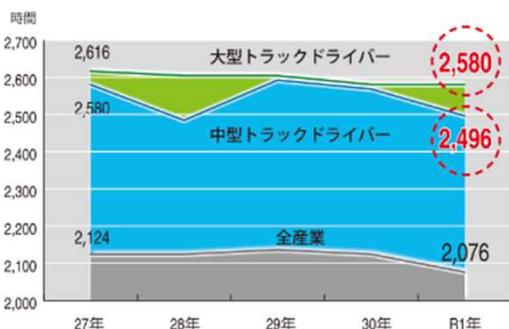


そして！
労働時間が
長いんです！



他産業と比べ長時間労働

年間労働時間 全産業平均より約2割長い

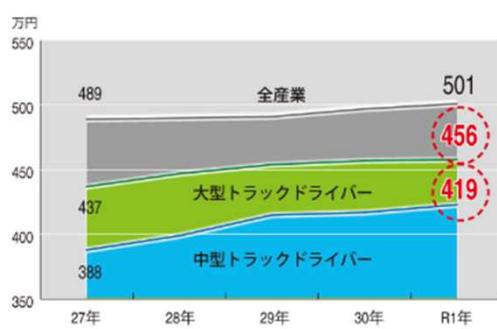


しかも！
賃金が
低いのです！



他産業と比べ低い賃金

年間所得額 全産業平均より約1割~2割低い



* (公社)全日本トラック協会HPより

令和6年4月からは時間外労働の上限規制が適用

- 平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」において、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、トラックドライバーについては、改正法施行の5年後（令和6年4月1日）に、年960時間（＝月平均80時間以内）の上限規制が適用されます。
- このため、規制が適用される令和6年度までに、「荷主と運送事業者の取引の適正化」、「輸送の効率化」、「若年層などにとっても入職しやすい職場環境の整備」などを進め、長時間労働の是正をはじめとしたトラックドライバーの労働環境を改善を進めていなければなりません。

	現行規制	見直しの内容 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」
原則	<p>《労働基準法で法定》</p> <p>(1) 1日8時間・1週間40時間</p> <p>(2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能</p> <p>(3) 災害復旧その他避けることができない事由により臨時的必要がある場合には、労働時間の延長が可能（労基法33条）</p>	<p>《同左》</p>
36協定の限度	<p>《厚生労働大臣告示：強制力なし》</p> <p>(1) ・原則、月45時間かつ年360時間</p> <p>・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし（年6か月まで）（特別条項）</p> <p>(2) ・自動車の運転業務は、(1)の適用を除外</p> <p>・別途、改善基準告示により、拘束時間等の上限を規定（貨物自動車運送事業法、道路運送法に基づく行政処分対象）</p>	<p>《労働基準法改正により法定：罰則付き》</p> <p>(1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間</p> <p>・特別条項でも上回ることの出来ない年間労働時間を設定</p> <p>①年720時間（月平均60時間）</p> <p>②年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</p> <p>a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内（休日労働を含む）</p> <p>b. 単月100時間未満（休日労働を含む）</p> <p>c. 原則（月45時間）を上回る月は年6回を上限</p> <p>(2) 自動車の運転業務の取り扱い</p> <p>・施行後5年間 現行制度を適用（改善基準告示により指導、違反があれば処分）</p> <p>・令和6年4月1日以降 年960時間（月平均80時間）</p> <p>・将来的には、一般則の適用を目指す</p>

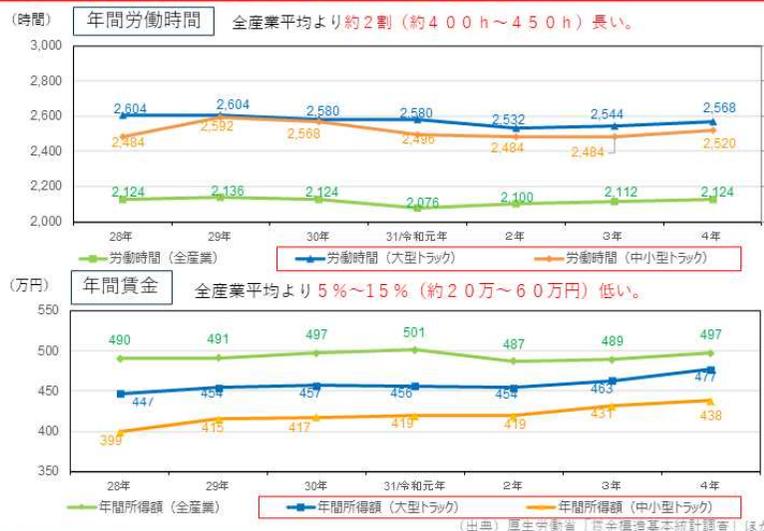
「標準的な運賃」告示制度の周知

「標準的な運賃」告示制度の周知を更に進めるため、以下のリーフレットを配布。

「標準的な運賃」告示制度について

関東運輸局では、「標準的な運賃」を実勢運賃に反映させていくことが重要だと考え、運送事業者と荷主が公平な立場で運賃交渉に臨むことができるよう、「標準的な運賃」告示制度の普及を進めています

トラック事業の働き方をめぐる現状



「標準的な運賃」告示制度

「標準的な運賃」は、トラックドライバーの労働条件を改善し、トラック事業がその機能を**持続的に維持しながら法令を遵守して事業を運営する際の参考となる運賃**を示すため、令和2年4月24日付けで国土交通大臣が告示したものです。

「標準的な運賃」告示制度の導入

背景 荷主への交渉力が弱い等

- 必要なコストに見合った対価を受取しにくい
- 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

期待される効果

標準的な運賃により、事業継続に必要なコストに見合った対価を受取

労働環境の改善

賃金水準の引き上げ

法令遵守の徹底

2024年問題への対応

持続的なトラック輸送の確保

「標準的な運賃」の概要

運賃表の種類	距離制運賃	時間制運賃
地域	地方運輸局等のブロック(10ブロック単位)	
車型	バン型の車両で設定(海上コンテナ輸送、セメントバルク車等は割増率を設定) ※その他の車両も事業者独自に割増率を設定することが可能です。	
車種	 小型車(2tクラス) 中型車(4tクラス) 大型車(10tクラス) トレーラー(20tクラス)	
対象となる運送契約	車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定	
元請・下請の関係	元請事業者の備車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に要する原価について計算	
料金や実費	料金(待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料)や実費(高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サーチャージ等)については 標準的な運賃に含まれていない ため、別途収受することとされています。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">運賃(運送の役務の対価)</div> <div style="font-size: 2em;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 料金(積込、取卸料、附帯業務料) 実費(高速道路利用料、フェリー利用料等) </div> </div>	
運賃・料金の適用ルール	運賃・料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック事業者が「 運賃料金適用方 」として定めます。 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>割増 特殊車両、休日、深夜・早期、品目別、特大型、悪路、冬期、地区割増</p> <p>割引 長期契約、往復割引</p> <p>その他 割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費(有料道路、フェリー利用料等)</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> 取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定 </div> </div>	

持続可能な物流の実現に向け「標準的な運賃」告示制度のご理解とご協力をお願いします！

(問い合わせ先)

関東運輸局自動車交通部貨物課 045-211-7248

詳細はこちら

関東運輸局 取引環境

検索



標準的な運賃について(制度概要)

趣旨・目的の全体像

「標準的な運賃」は、ドライバーの労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持しながら、国民生活と経済を支えていくために、法令を遵守して経営する際の参考となる運賃を示すことを目的としたものであり、令和6年3月31日までの時限措置であったが、令和5年6月に改正貨物自動車運送事業法が可決され、適用期間が「当分の間」となった。

ドライバーの労働環境改善が大きな課題

必要なコストに見合った対価を収受できていない

法律を改正し、標準的な運賃を告示

持続的な経営により、ドライバーの労働条件を改善し、物流を維持

告示概要

運賃表の種類	距離制運賃	時間制運賃	
地域	地方運輸局等のブロック（10ブロック）単位		
車型	バン型の車両で設定		
車種			
対象となる運送契約	車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定		
元請・下請の関係	元請事業者の備車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に要する原価について計算		
料金や実費	料金（待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料）や実費（高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サーチャージ等）については 標準的な運賃には含まれていない ため、別途収受することとされています。		
運賃、料金の適用ルール	運賃、料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック運送事業者が「 運賃料金適用方 」として定めます。 <ul style="list-style-type: none"> 割増 特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大品、悪路、冬期、地区割増 割引 長期契約、往復割引 その他 割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費（有料道路、フェリー利用料等） 		
運賃（運送の役務の対価） + 料金（積込・取卸料、附帯業務料） 実費（高速道路利用料、フェリー利用料等）			
取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定			

荷主・消費者の行動変容に対する取組み①

「物流革新に向けた政策パッケージ」のポイント

令和5年6月2日
我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議

- 物流は国民生活や経済を支える社会インフラであるが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題。さらに、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーの働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面。
- 何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性。
- 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、（1）商慣行の見直し、（2）物流の効率化、（3）荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として策定。

➡ 中長期的に継続して取り組むための枠組みを、次期通常国会での法制化(*)も含め確実に整備。

1. 具体的な施策

（1）商慣行の見直し

- ① 荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減（荷待ち、荷役時間の削減等）に向けた規制的措置等の導入(*)
- ② 納品期限（3分の1ルール、短いリードタイム）、物流コスト込み取引価格等の見直し
- ③ 物流産業における多重下請構造の是正に向けた規制的措置等の導入(*)
- ④ 荷主・元請の監視の強化、結果の公表、継続的なフォロー及びそのための体制強化（トラックGメン（仮称））
- ⑤ 物流の担い手の賃金水準向上等に向けた適正運賃收受・価格転嫁円滑化等の取組み(*)
- ⑥ トラックの「標準的な運賃」制度の拡充・徹底

（2）物流の効率化

- ① 即効性のある設備投資の促進（パース予約システム、フォークリフト導入、自動化・機械化等）
- ② 「物流GX」の推進（鉄道・内航海運の輸送力増強等によるモーダルシフト、車両・船舶・物流施設・港湾等の脱炭素化等）
- ③ 「物流DX」の推進（自動運転、ドローン物流、自動配送ロボット、港湾AIターミナル、サイバースポーツ、フィジカルインターネット等）
- ④ 「物流標準化」の推進（パレットやコンテナの規格統一化等）
- ⑤ 道路・港湾等の物流拠点（中継輸送含む）に係る機能強化・土地利用最適化や物流ネットワークの形成支援
- ⑥ 高速道路のトラック速度規制（80km/h）の引上げ
- ⑦ 労働生産性向上に向けた利用しやすい高速道路料金の実現
- ⑧ 特殊車両通行制度に関する見直し・利便性向上
- ⑨ ダブル連結トラックの導入促進
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し
- ⑪ 地域物流等における共同輸配送の促進(*)
- ⑫ 軽トラック事業の適正運営や輸送の安全確保に向けた荷主・元請事業者等を通じた取組強化(*)
- ⑬ 女性や若者等の多様な人材の活用・育成

（3）荷主・消費者の行動変容

- ① 荷主の経営者層の意識改革・行動変容を促す規制的措置等の導入(*)
- ② 荷主・物流事業者の物流改善を評価・公表する仕組みの創設
- ③ 消費者の意識改革・行動変容を促す取組み
- ④ 再配達削減に向けた取組み（再配達率「半減」に向けた対策含む）
- ⑤ 物流に係る広報の推進

2. 施策の効果（2024年度分）

	(施策なし)	(施策あり)	(効果)
・ 荷待ち・荷役の削減	3時間	→ 2時間×達成率3割	: 4.5ポイント
・ 積載効率の向上	38%	→ 50% ×達成率2割	: 6.3ポイント
・ モーダルシフト	3.5億トン	→ 3.6億トン	: 0.5ポイント
・ 再配達削減	12%	→ 6%	: 3.0ポイント
			合計：14.3ポイント

2030年度分についても、2023年内に中長期計画を策定

3. 当面の進め方

2024年初

- ・ 通常国会での法制化も含めた規制的措置の具体化

2023年末まで

- ・ トラック輸送に係る契約内容の見直しに向けた「標準運送約款」「標準的な運賃」の改正等
- ・ 再配達率「半減」に向けた対策
- ・ 2024年度に向けた業界・分野別の自主行動計画の作成・公表
- ・ 2030年度に向けた政府の中長期計画の策定・公表

速やかに実施

- ・ 2024年における規制的措置の具体化を前提としたガイドラインの作成・公表等

2024年初に政策パッケージ全体のフォローアップ

荷主・消費者の行動変容に対する取組み②

物流の適正化・生産性向上に向けた 荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン(概要)

1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

(1) 実施が必要な事項

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・荷待ち時間・荷役作業等に係る時間の把握 ・荷待ち・荷役作業等時間
2時間以内ルール/1時間以内努力目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・物流管理統括者の選定 ・物流の改善提案と協力 ・運送契約の書面化 等 |
|---|---|

(2) 実施することが推奨される事項

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・予約受付システムの導入 ・パレット等の活用 ・検品の効率化・検品水準の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ・物流システムや資機材(パレット等)の標準化 ・共同輸配送の推進等による積載率の向上 ・荷役作業時の安全対策 等 |
|---|--|

2. 発荷主事業者としての取組事項

(1) 実施が必要な事項

- 出荷に合わせた生産・荷造り等
- 運送を考慮した出荷予定時刻の設定

(2) 実施することが推奨される事項

- ・出荷情報等の事前提供
- ・物流コストの可視化
- ・発送量の適正化 等

3. 着荷主事業者としての取組事項

(1) 実施が必要な事項

- ・納品リードタイムの確保

(2) 実施することが推奨される事項

- ・発注の適正化
- ・巡回集荷(ミルクラン方式) 等

4. 物流事業者の取組事項

(1) 実施が必要な事項

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 共通事項 ・業務時間の把握・分析 ・長時間労働の抑制 ・運送契約の書面化 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別事項(運送モード等に応じた事項) ・荷待ち時間や荷役作業等の実態の把握 ・トラック運送業における多重下請構造の是正 ・「標準的な運賃」の積極的な活用 |
|---|---|

(2) 実施することが推奨される事項

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 共通事項 ・物流システムや
資機材(パレット等)の標準化 ・賃金水準向上 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別事項(運送モード等に応じた事項) ・倉庫内業務の効率化 ・モーダルシフト、モーダルコンビネーションの促進 ・作業負荷軽減等による労働環境の改善 等 |
|--|--|

5. 業界特性に応じた独自の取組

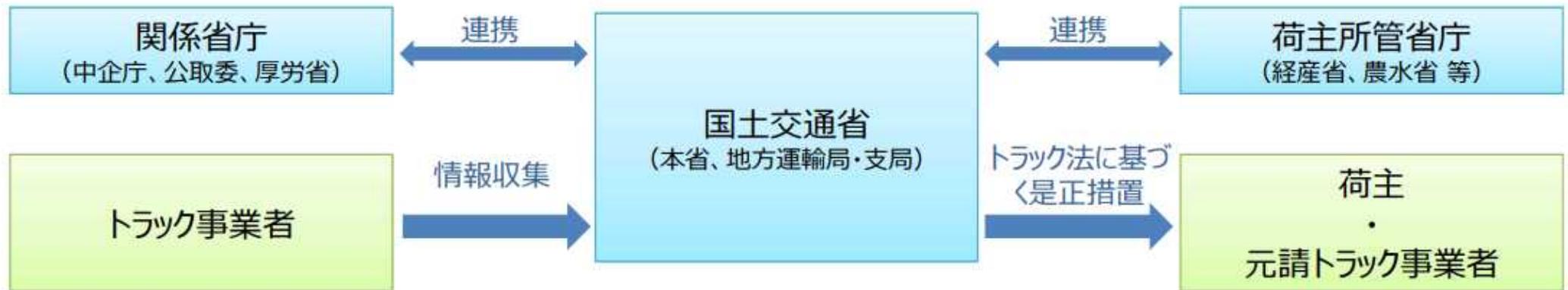
業界特性に応じて、代替となる取組や合意した事項を設定して実施する。

トラックGメンの設置による荷主・元請事業者への監視体制強化

- ▶ **トラックドライバー**は、労働時間が長く、低賃金にあることから、**担い手不足が喫緊の課題**。
- ▶ 働き方改革の一環として、2024年4月からドライバーに**時間外労働の上限規制（年960時間）**が適用されるが、これによる**物流への影響が懸念（「2024年問題」）**。
- ▶ 国土交通省では、**貨物自動車運送事業法に基づく荷主等への「働きかけ」「要請」等による是正措置**を講じてきたが、2024年問題を前に、**強力な対応が必要**。
- ▶ このため、新たに**「トラックGメン」を設置することで荷主等への監視体制を緊急に強化し、荷主対策の実効性を確実なものに**。

⇒ **令和5年7月21日、162名体制※で本省及び地方運輸局等に設置**

※緊急増員80名（本省2名、地方運輸局等19名、運輸支局等59名）、既存定員との併任等82名（本省13名、地方運輸局等16名、運輸支局等53名）



トラックGメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者への**プッシュ型**の情報収集を開始し
情報収集力を強化（2023年度～）

トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」
制度※の**執行力を強化**（2023年度～）

※2018年に議員立法で制定。2023年6月に適用期限を「当分の間」に延長。

トラック事業者に対するプッシュ型情報収集について

プッシュ型情報収集に係る周知

トラックGメンによるトラック事業者へのプッシュ型情報収集の実施にあたり、関東運輸局ホームページ及び各管内運輸支局ホームページにおいて、お知らせを掲示。

国土交通省 関東運輸局
神奈川運輸支局
For the NEXT 次の未来へ

陸上の交通 自動車の検査(車検)・登録 自動車の整備 環境・バリアフリー 海上の交通

◎支局からの重要なお知らせ

【2022.1.20】
2月1日(火)より登録窓口における交付状況がお手持ちの機器で確認できるようになります

【2021.12.1】
令和4年1月4日よりコース番号等が変更になります

【2019.7.8】
7月16日(火)より自動音声案内を開始します。

■新着情報

【2023.9.7】
バス停留所安全性確保対策実施状況一覧表の更新について

【2023.9.5】
「バリアフリー教室」の開催について(横浜市立 相沢小学校)

【2023.9.5】
「バリアフリー教室」の開催について(横浜市立 港南台第一小学校)

【2023.8.29】
令和5年 旅客・貨物自動車運送事業運転者神奈川運輸支局長表彰が行います

【2023.8.28】
令和5年度 整備管理者選任後研修会(全県)を開催します

【2023.8.7】
『トラックGメン』がトラック事業者への情報収集を行っています!!(プッシュ型情報収集)

【2023.7.5】
電子制御装置整備士主任者資格取得講習の実施について(令和5年度下半期)

【2023.6.8】
「バリアフリー教室」の開催について

【2023.5.30】

陸上の交通
軽貨物(黒ナンバー)手続きについて
自動車運送事業
証明類
運送事業者の皆様へ
レンタカー事業
自家用自動車による有償運送について
自動車運転代行業
トラック輸送適正取引(燃料サーチャージ等)推進相談窓口
トラック輸送における取引環境・労務時間改善地方協議会
「適切なバス予防整備ガイドライン」について

海上の交通
旅客航路事業
プレジャーボート
船舶の検査・登録手続
外国船舶の監督
港湾運送事業
運輸安全マネジメント

保安担当関係
運行管理者・整備管理者・事故報告・その他

自動車の検査(車検)・登録
自動車登録手続きのご案内・受付時間
検査登録のしくみ
登録の手続き
申請に必要な様式の書き
希望ナンバーの申し込み
テレホンサービス
自賠責保険

ユーザー車検の予約
→パソコン・スマートフォンからはこちら

自動車の整備
日常点検・整備
定期点検・整備
点検・整備の推進

観光
日常点検・整備
訪日旅行促進事業(訪日プロモーション)
箱根・湯河原・熱海・あしがら観光圏

『トラックGメン』がトラック事業者への情報収集を行っています!!(プッシュ型情報収集)

現在、トラックGメンが、トラック事業者の皆様へ順次お電話等でご連絡いたしております。長時間の荷待ちや依頼になかった附帯業務など、違反原因行為に関する情報の提供にご協力をお願いいたします。

トラックGメンです。荷主や元請けとの取引の中で何かお困りのことはありませんか？

神奈川運輸支局のトラックGメンへの連絡先は
045-939-6800 (音声ガイダンス番号：1)
国土交通省の目安箱からも情報提供ができます(URL又はQRコード)
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/yusou-jittai/index.html>

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

荷主対策の深度化

貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく荷主への働きかけ等

国交省HPの意見募集窓口、地方運輸局からの連絡、適正化事業実施機関との連携等により、国交省において端緒情報を収集。事実関係を確認の上、荷主関係省庁と連携して対応。

違反原因行為を荷主がしている
疑いがあると認められる場合

働きかけ

荷主が違反原因行為をしていること
を疑う相当な理由がある場合

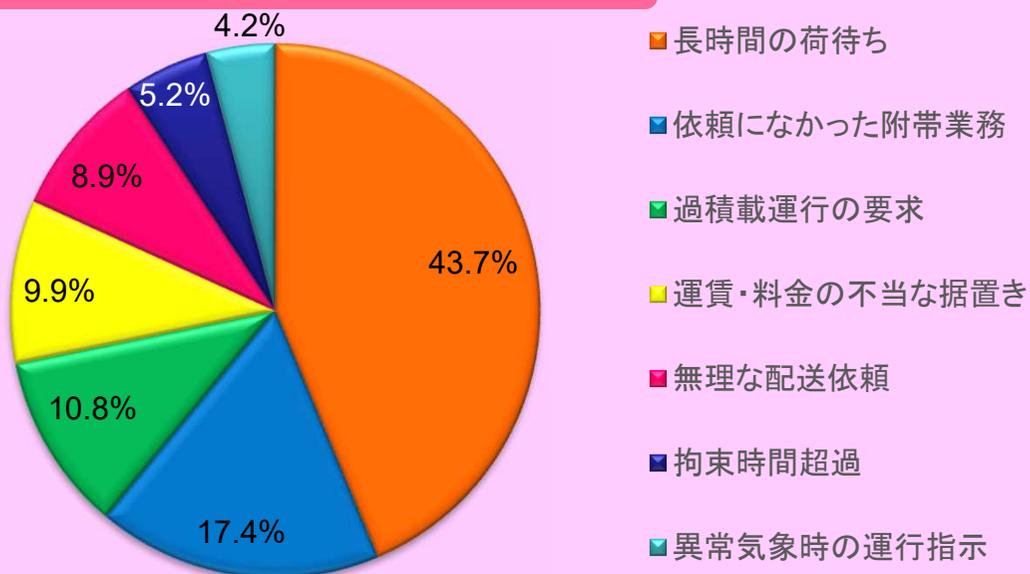
要 請

要請してもなお改善
されない場合

勧告・公表

※ 荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合は、公正取引委員会へ通知

荷主起因の違反原因行為の割合



「働きかけ」等を実施した荷主数

対応内容	荷主数
要 請	5
働きかけ	142

※令和5年8月31日現在
(令和元年7月からの累計)

神奈川県トラック協会の取組み

(1) 労務研修会の開催

(概要)

陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部、神奈川県貨物自動車事業協同組合連合会と共催で、時間外労働の上限規制や改善基準告示の改正の周知や、トラック運送事業の経営改善支援を行っているコンサルから対応策の解説と事例紹介などを行った。

- 令和5年度においては、2回開催するとともに、186名が参加
- 研修会の模様については、動画配信しており、8月末現在315回の視聴

(2) 働き方改革推進支援セミナー・働き方改革相談窓口の開催

(概要)

働き方改革関連情報の周知及び、働き方改革の取組を支援・促進するため、働き方改革推進支援セミナー・働き方改革相談窓口を開催した。

- 令和5年度においては、3回実施予定（2回実施済）
- セミナー参加者 23社 相談窓口 11社

(3) ブロック懇談会の開催

(概要)

例年ブロック・地域で開催しているブロック懇談会において、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準等の周知を行った。

- 令和4年度においては、神奈川県労働局から「改善基準告示の見直しについて」の講演など、全9回開催し合計270名が参加
- 令和5年度は11月から開催予定

標準的な運賃の普及促進に関する取組み

(1)「標準的な運賃」活用セミナー(応用編)の開催

(概要)

各事業者が、「標準的な運賃」の考え方を踏まえ、原価計算や、独自運賃の作成、荷主との交渉方法を中心に学ぶことを目的に全日本トラック協会と共催で開催した。

- 令和5年1月に開催し、38名が参加

(2)荷主企業等への「標準的な運賃」PR活動

(概要)

「標準的な運賃」をトラック運送事業者が十分に活用するため、荷主企業等に向けてWeb告知ツール(シラレル及びアドマトリックスDSP)を用いて、神奈川県トラック協会及び全日本トラック協会Webサイトへ誘導し、同運賃の周知を行った。(令和4年12月~令和5年7月)

- 誘導表示回数 シラレル：10,074,286回 アドマトリックスDSP：20,943,486回

- クリック数 シラレル：84,406回 アドマトリックスDSP：23,636回

また、一般向け広報活動として、電波媒体、SNS、紙媒体などを活用し、同運賃の周知を行った。

- 令和5年4月~ 「標準的な運賃」の20秒ラジオCM

- 令和5年4月~7月 「標準的な運賃」のSNS動画広告(YouTube、TVer)

- 令和5年4月14日 日本経済、読売、朝日、毎日新聞の神奈川県版に意見広告を掲載

(3)「標準的な運賃」相談窓口の設置

(概要)

「標準的な運賃」の普及促進を図るため、個別相談を実施。

- 令和5年1月から2回実施し、4件の相談に対応した。

(相談内容：標準的な運賃を活用した交渉、元請け事業者としての標準的な運賃を踏まえた対応等)

荷主等への要請やその他周知活動

(1) 荷主(発荷主・着荷主含む)宛「改正改善基準告示パンフレット」の送付

(概要)

トラックドライバーの労働環境の改善には、荷主企業の協力が不可欠であることから、全日本トラック協会と各都道府県トラック協会において、荷主宛の改正改善基準告示に関するパンフレットを作成し、会員事業者の取引先である荷主に対し送付し、周知活動を行った。(632件)

(2) 公正取引委員会の取組み・調査等についての周知

(概要)

協会ホームページを活用し、下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組みや、荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況などを掲載し周知した。

(3) 異常気象時における輸送の安全確保の周知

(概要)

大雪や台風などの異常気象時において、運行経路の変更や運行の中止等の柔軟な対応を行うこと、在庫の積み増しなどの物資融通を行うことについて、国土交通省、農林水産省及び経済産業省の連名で荷主団体宛に発出した要請文書及び気象情報や道路情報等を協会ホームページに掲載し周知した。

(4) 働きやすい職場認証制度の取得推進

(概要)

働きやすい労働環境の実現や安定的な人材確保を図ることを目的とし、働きやすい職場認証制度の認証取得に係る助成事業を実施。また、多くの事業者に応募してもらうため、制度のWebサイトを協会のホームページにも掲載。(申請者数 令和4年度：8社 令和5年度：29社)